

乾式貯蔵は、原発の運転継続のため

京都府の直ぐ近くの地元を核のゴミ捨て場にし、事故の危険も高めます。

関西電力の乾式貯蔵施設設置に反対してください。

京都府民を守るための緊急要請書

要 請 事 項

1. 関西電力の乾式貯蔵施設の設置に反対であるとの意見を表明すること。

京都府知事 西脇 隆俊 様

3月15日、福井県知事は、関電の使用済燃料の乾式貯蔵施設の設置に向けた国への申請を了承し、それを受け関電は、原子力規制委員会に乾式貯蔵施設の申請を行いました。

乾式貯蔵施設は、使用済燃料プールが満杯に近づいている関電の原発の運転を継続するためのものです。同時に、老朽化した原発の運転継続により、原発事故の危険を高めるものです。

使用済燃料の搬出先は決まっておらず、原発の地元に使用済燃料が溜められつづけ、核のゴミ捨て場にされる危険があります。

このため、福井県では、議員や住民から多くの反対や不安、疑問の声が上がっていましたが、福井県知事は、住民説明会さえ一度も開かず、了承を決めてしまいました。

私たちは1月16日、府に申入れを行い、行き先のない使用済燃料を増やさないようにするため、中間貯蔵、敷地内乾式貯蔵に反対するよう求めました。その際に府は、これらについては関電から直接報告を受けているが、今後、具体的な議論がされていくようなので、動きを注視していると述べ、情報を集めているところであり、地域協議会を開く予定もないと述べました。

京都府は、この問題について関電から説明を受け、意見を述べることができます（高浜原発に係る安全協定・第2条第2項。大飯原発についても同様）。

また、京都府は関電から説明を受けた事項について、緊急時防護措置を準備する区域の対象地域を含む市町に情報を提供することになっています（高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書第1条第2項。大飯発電所についても同様）。

さらに、京都府が必要を認める場合、関電の安全確保策について地域協議会で説明するよう要請することになっています。

ところが、3月15日電話で問い合わせたところ、京都府の原子力防災課の担当者は、関電から説明を聞いたことは認めたものの、その内容についてはあやふやで、公式には何も公表せず、府が設置する専門委員にも尋ねていないという状況です。

そこで、関電が乾式貯蔵施設の設置の申請を行ってしまった今、上記の緊急要請を行う次第です。

なお、滋賀県はこの問題について3月5日に原子力防災専門会を開催しており、関電と専門委員等との質疑によっても乾式貯蔵施設の問題点が浮き彫りになりましたので、以下に紹介します。府も内容を確認すべきです。

◆使用済燃料の搬出先とする中間貯蔵施設にいつから持っていくか未定

滋賀県の専門委員から「中間貯蔵施設も六ヶ所再処理工場も容易に進んでいくと言いきつい状況にある中で、このまま敷地内に長く留め置かれてしまうのではないかと疑問が出されました。これに対して関電は「60年間ずっと敷地内に置いておくというわけではない」と言いながら、「中間貯蔵施設はどこにいつまでにつくるか決まっていな」と回答しました。

これでは、京都府の直ぐ近くにある原発の地元が核のゴミ捨て場となってしまいます。

◆大きな地震では壊れると関電が認める。格納設備は耐震Cクラス（一般の建築基準なみ）

委員が格納設備の耐震性について問うと、関電は格納設備は耐震Cクラスとし、大きな地震があれば壊れる可能性があるとして述べ、委員からは「格納設備が壊れるというのは非常によくない、それなりのものを本当はつくらなければならない、耐震Bクラスに上げる必要はないのか」と意見、疑問が出されました。関電は「Bクラスにあげるつもりはない」と答えるだけでした。

格納設備が壊れると、吸気口、排気口が塞がれ、自然冷却できなくなる等の危険があります。超長期にわたり安全を確保し続けなければならない使用済燃料に対し、最初から壊れることを前提とした設備をつくることは認められません。

◆キャスクの蓋を開けて内部の劣化は確認できず。キャスクは外観点検だけ

滋賀県の防災危機管理監から、キャスクの胴の部分等について「定期的に例えば10年間隔で点検することは考えていないのか」と質問が出されました。関電は「金属なのでサビ等が生じれば、補修する必要があるが、60年間一応劣化しないとされる材料を使うので、外観点検等で異常がなければ特段の処置は不要になる設計にする」と回答しました。

これは、キャスクの蓋を開けて点検ができないため、内部が劣化していても分かりません。

(参考)

- ・高浜発電所に係る安全協定

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/kyouteisho.pdf> 第2条第2項

- ・大飯発電所に係る安全協定

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/kyoutei.pdf> 第2条第2項

- ・高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/upzkakunin.pdf> 第1条第2項、第2条第1、3項

- ・大飯発電所に係る安全確保等に関する確認書

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/kakuninsyo.pdf> 第1条第2項、第2条第1～3項

2024年3月18日 避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/
原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先：グリーン・アクション

〒606-8203 京都市左京区田中関田町22-75-103 Tel: 075-701-7223